

「地域密着型イノベーションを可能とする次世代研究者育成プログラム」

選抜学生の注意事項

1. 支援期間

■ 学生に対する支援期間は、原則として標準的な修業年限にあたる3年間（4年制の場合は4年間）とします。例えば、3年制の学生が標準修業年限（3年間）を超過しても博士後期課程を修了していない場合、累積支援期間が3年間に満たなくても基本的に支援は継続されません。

また、事業運営者による評価によって支援打ち切り等がなされた場合も、この限りではありません。さらに、長期履修制度等を利用して在籍期間が標準修了年限を超えてしまう場合も、累積支援期間が標準修業年限を超えていなくても支援対象外となります。ただし、留学・休学や出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とします（原則2年間）。

■ 留学生については、入学後に来日してから支援を開始することが可能です。

■ 選抜学生が起業した場合でも、支援は継続されます。ただし、生活費相当額として十分な水準（240万円/年）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている場合は、対象となりません。

2. 収入額による支援の制限

■ TA・RA・共同研究等

研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障のない範囲で、TA・RA・共同研究等を行い、その適正な対価を受給することは問題ありません。ただし、当該受給内容及び本事業との重複状況等について、本事業が公的な支援であることに鑑み、事業統括において適切に監督を行い、JSTに対する報告等を行います。

■ アルバイト

研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。（安定的・固定的な収入に該当しない、いわゆるアルバイト収入については、その額を問わず支援の対象となります。）

他方、アルバイトのような臨時的・不安定な収入とは言い難い、例えば明確なポストと期間を定めて雇用契約を締結しているようなケースについては、支援できない場合もあるため個別に判断します（この場合も、年間240万円未満の場合は支援対象となります）。

■ クラウドファンディング

研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ、クラウドファンディングで追加の研究資金収集を行うことは問題ありません。

■ 有給のインターンシップ

研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ、収入額による制限の対象とはしません。

■ 外部研究費の受給

研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。

■ 日本学生支援機構（JASSO）からの奨学金

本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSO の奨学金と性質が異なることから、貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です（生活費相当額として十分な水準を給付型で提供されるようなケースがあれば、個別に判断します）。

なお、上記とは別に、給付型奨学金については JASSO において併給を不可としている可能性があります。また令和 5 年度以降に JASSO の第一種奨学生として採用された学生については「特に優れた業績による返還免除」の対象から外れます。詳細については JASSO のウェブページをご確認ください。

* JASSO ウェブページ：

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/choufukukinshi.html>

■ JASSO 以外の団体からの奨学金や助成金（授業料免除、所属大学の基金等による授業料を援助するための奨学金、研究費等）

基本的に受給することに問題ありませんが、本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」することを目的としています。そのため、奨学金等の用途が研究に専念するための支援（生活費）である場合、本事業の目的と重複しますので、受け取った金額を年収としてカウントいただく必要があります。

一方で、研究費や授業料免除など研究の推進のための支援である場合は、本事業の目的とは重複しませんので収入としてカウントいただく必要はありません。また、貸与型の奨学金は生活費が用途であっても収入に含める必要はありません。

なお、相手側機関において併給を不可としている可能性がありますので、相手側機関にも確認が必要です。

■ 学会からの学術賞等の賞金（副賞としての「金券」含む）

これらを受け取ることは、問題ありません。

■ 本学等からの使途を限定した資金援助（実費相当分）：授業料の援助に係る助成金の受給、研究費の受給、旅費の受給、受入環境整備に係る資金の受給（例：ベビーシッター利用料の補助等）を受け取ることは問題ありません。

3. 支援の取消

■ 運営チームにより、支援中止が妥当と判断された場合には、支援を取り消す場合がある。

4. 研究費の使途

■ 研究費の計画的な執行も教育の一環であるという観点から、学生自身で計画してください。

■ 海外留学のための旅費等、学生の主体的な取組については研究費から支出可能です。

5. 学生へのモニタリング調査

■ JST では、選抜学生に対して直接フォローアップを行うとともに、JST 担当部署への選抜学生からのアクセスを担保し、直接、意見等を受け付け、それらの結果を各博士後期課程学生支援プロジェクトの評価に直接活用します。このため、学生のメールアドレスを大学から JST に提供します。

6. 学生の追跡調査

■ 選抜学生に対しては、大学院修了後のキャリアについて 10 年以上、追跡調査を行います。

7. 研究倫理の徹底

■ 選抜学生は研究倫理 e-learning APRIN プログラムを受講・修了してください。

■ 研究費の不正使用を行った者等（共謀した者も含む）は、不正の程度に応じて厳格に対応されます。

■ 本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者等は、行為の悪質性等や責任の程度により、厳格に対応されます。

8. 論文謝辞等における体系的番号の記載

■ 本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JSTSPRING, Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時と同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、「JPMJSP2163」です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST SPRING, Japan Grant Number JPMJSP2163.

【和文】

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2163 の支援を受けたものです。

9. その他

■ 扶養義務者（親等）の扶養の取扱い

学生への支給額のうち研究奨励費（生活費相当額）は税法上雑所得として扱われています。このことを扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。学生が被扶養者となれない要件に該当する場合は、学生自身で国民健康保険に加入する必要があります。

■ 確定申告等

研究奨励費は、税法上の「雑所得」に該当するため、所得税が発生します。そのため、ご自身で

「雑所得」として確定申告を行い、所得税を納める必要があります。確定申告の時期は毎年2月中旬～3月中旬です。当該時期に申告できなかった場合には、後日、修正申告を行ってください。

住民税は、課税対象額に基づき、居住する市区町村から納付通知書が本人宛に送付されるので、各自納付してください。

具体的な手続きについては、居住する地区の税務署にお問い合わせください。